

## 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

### 令和7年度地域共生社会をめざす地域づくりイベント開催助成事業実施要綱（案）

#### （彦根市重層的支援体制整備事業委託事業）

#### 1. 目的

令和7年度に彦根市重層的支援体制整備事業において実施する地域共生社会をめざす地域づくりイベント開催助成事業（以下、「地域づくりイベント事業」という。）について必要な事項を定め、地域のさまざまな福祉課題の解決をめざす地域共生社会の実現に向けて、住民が主体となって行う事業に対し助成することにより、彦根市内における地域づくりの推進を図ることを目的とする。

#### 2. 助成対象団体等

地域づくりイベント事業の実施主体は、次に掲げる団体とする。ただし、いずれも市内に拠点を置き、主に市内で活動する団体に限るものとする。

- (1) 任意による市民団体（ボランティアグループ、福祉団体など）
- (2) 社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人
- (3) 企業や事業所などの営利法人
- (4) その他本会会長が認めるもの

#### 3. 助成対象事業

地域づくりイベント事業の対象は、事業を実施しようとする団体（以下、「事業実施団体」という。）が普段取り組んでいる活動、もしくはこれから取り組もうとしている活動と、ひきこもり、ダブルケアやヤングケアラーなど地域のさまざまな福祉課題を自由な発想で掛け合わせることで課題の解決をめざし、地域共生社会の実現に向けて行われる事業であって、別表第1に定めるものとする。

#### 4. 対象とならない事業

以下に掲げる事業は、地域づくりイベント事業の対象外とする。

- (1) 事業実施団体の構成員のみを対象とする事業
- (2) すでに完了している事業
- (3) 営利目的や公序良俗に反する活動

- (4) 政治活動・宗教活動を目的とする活動
- (5) 行政等からの委託的色彩の強い活動
- (6) 施設等の依頼により行っている活動
- (7) 他の助成を受けている活動

#### 5. 助成金の額および対象経費

地域づくりイベント事業の助成金額は、開催規模に応じて別表第2に定める額とし、本事業の予算の範囲内とする。（千円未満の端数は切り捨てる。）

助成の対象となる経費は、事業実施団体が事業を行うために直接要する経費とし、別表第2に定めるとおりとする。ただし、食糧費については、事業実施団体の構成員のみの飲食にかかるものは、助成の対象としない。

#### 6. 助成金の交付申請

事業実施団体は、「交付申請書(様式第1号)」に「事業計画書(別紙1)」「事業予算書(別紙2)」および添付書類を添えて、令和7年8月22日(金)までに社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)に提出しなければならない。

#### 7. 助成金の交付決定

助成金の交付申請があったときは、彦根市および本会による審査会において内容を審査し、助成対象事業として適正と認めるときは、助成金の交付決定を行い、「交付決定通知書(様式第2号)」により申請者に通知するものとする。

#### 8. 事業内容の変更または中止

助成金の交付決定を受けた事業実施団体が、事業内容を変更(軽微なものを除く。)し、または事業を中止する場合は、事前に審査会の承認を得なければならない。

#### 9. 助成金の交付

助成金の交付が決定された事業実施団体は、「助成金概算払交付請求書(様式第3号)」に振込口座の写しを添えて、本会へ提出しなければならない。

本会は、事業実施団体に対して、請求から概ね1箇月以内に概算払により助成金を交付するものとする。

## 10. 実績報告および交付額の確定

事業実施団体は、事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに「実績報告書(様式第4号)」に、「事業報告書(別紙3)」および「事業決算書(別紙4)」に關係書類を添えて本会に提出しなければならない。

提出のあった実績報告について、その申請内容および実施の要件に適合するかどうかを審査会で審査し、助成金の額の確定を行うものとする。

## 11. 助成金交付決定の取消または返還

事業実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、もしくは変更し、または期限を定めて既に概算払した助成金の全部もしくは一部の返還を求めることがある。

- (1) 助成事業を中止したとき
- (2) 虚偽の申請により助成金の交付決定を受けたとき
- (3) 事業の実施内容が上記3の要件を満たさなかったとき
- (4) 実績報告により確定した助成金の額が、概算払した助成金の額を下回ったとき
- (5) 事業実施団体に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき

## 12. その他

上記1から11に掲げる事項以外で、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

付 則 本要綱は、令和7年(2025年)7月31日から施行し、令和7年度のみ適用する。

別表第 1

助成対象事業	事業の内容等
地域のさまざまな福祉課題の解決をめざし、地域共生社会の実現に向けて行う事業	<p>従来の制度・施策では解決できない住民のニーズや福祉課題（ひきこもり、ダブルケア、介護人材の不足、ヤングケアラー、社会的孤立や障害理解など）について、さまざまなテーマと掛け合わせることで新たな活動を生み、地域の住民主体の活動を活性化させ、従来の「福祉観」に楽しさを付け加えられるような事業とする。</p> <p>ただし、テーマを設定するに当たっては、次の(1)から(10)までに掲げるいずれかを採用することとし、福祉にあまり関心のない住民を取り込めるような創意工夫を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉×食</li> <li>(2) 福祉×ファッション</li> <li>(3) 福祉×デザイン(アート)</li> <li>(4) 福祉×音楽</li> <li>(5) 福祉×スポーツ</li> <li>(6) 福祉×農林水産業</li> <li>(7) 福祉×教育</li> <li>(8) 福祉×観光</li> <li>(9) 福祉×動物</li> <li>(10) 福祉×その他（本会会長が認めるもの）</li> </ol>

別表第 2

	助成金の額および対象経費
	<p>事業の実施に直接要する経費とし、事業や参加対象者の規模に応じて以下のとおりとする。また、対象経費は以下のとおりとする。</p> <p>&lt;助成金額&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市域を範囲とし、主に市民を参加対象とする事業 1 団体につき 200,000 円を限度とする</li> <li>②学区域を範囲とし、主に学区住民を参加対象とする事業 1 団体につき 100,000 円を限度とする</li> </ol> <p>&lt;対象経費&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消耗品費</li> <li>(2) 印刷製本費</li> <li>(3) 通信運搬費</li> <li>(4) 諸謝金（団体構成員に対するものは除く）</li> <li>(5) 賃借料</li> <li>(6) 会議費（会議時の茶菓子代を含む）</li> <li>(7) 旅費交通費（団体構成員に対するものは除く）</li> <li>(8) 研修費</li> <li>(9) 食糧費（団体構成員のみの飲食は除く）</li> </ol>